

# 保育施設における、新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止のための留意点

この間、多くの保護者の方々にご理解ご協力をいただいておりますことに、改めて深く感謝申し上げます。

## 保護者の皆様へのお願い

### 1 お子さまに発熱やいつもと違う体調不良がみられるとき

- ◆園児が発熱した場合は、保育園をお休みしてください。
  - 登園前の毎朝の検温にご協力をお願いします。発熱の目安は37.5℃です。
  - ・平熱の個人差には配慮いたしますので、必要に応じて園医、かかりつけ医とご相談ください。
- ◆園児に咳やのどの痛み、鼻水などの呼吸器症状、悪寒や下痢等、いつもと違う体調不良がみられる場合は、保育園をお休みしてください。
  - ・花粉症やアレルギー性鼻炎、喘息等の持病には配慮いたしますので、必要に応じて園医、かかりつけ医とご相談ください。
- ◆発熱やいつもと違う体調不良があった場合は、休養して体調が回復してから登園してください。

### 2 園児や同居家族がPCR検査や抗原検査等を受けるとき(登園ルール)

- ◆検査を受けるときから、結果が判明するときまで、保育園はお休みしてください。

### 3 園児が濃厚接触者に特定されたとき(登園ルール)

- ◆保健所から健康観察期間(自宅待機)と指示された日まで、保育園はお休みしてください。
  - ・乳幼児については抗原定性検査キットを用いた自宅待機期間解除の対象外です(国通知)。

### 4 園児の同居家族が濃厚接触者に特定されたとき(登園ルール)

- ◆保健所から同居家族の方が自宅待機を指示された日まで、保育園はお休みしてください。
  - ・濃厚接触者に特定された同居家族の方の自宅待機が解除された場合は、登園再開可能です。

### 5 園児が陽性と診断されたとき(登園ルール)

- ◆保健所から健康観察期間(自宅待機)と指示された日まで、保育園はお休みしてください。
  - ・園児が陽性と診断されたときは、速やかに保育園にご連絡ください。

#### →上記2～5の登園ルールに該当した場合

- ・保育料は日割りで減免しますので申請をお願いします。
- ・給食費は在園の保育園にお問い合わせください。

## 6 送迎について

◆登園後に、お子様に前記1の症状（発熱等のいつもと違う体調不良）が生じた場合は、当該園児を隔離した上で、保護者の方へお迎えを依頼します。

- ・仕事等を早退するためには大変なご苦勞が伴うことは重々承知しておりますが、感染拡大防止のため、速やかなお迎えにご協力をお願いします。

◆保護者の方に、前記1の症状（発熱等のいつもと違う体調不良）がある場合は、送迎をご遠慮ください。

- ・送迎を交代できない場合等は、園舎内には入らず、玄関等での送迎にご協力をお願いします。
- ・保護者の方に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合は、まずは、かかりつけ医に相談してください。その場合、園児の登園はできるだけお控えください。

## 7 海外渡航について

◆海外から帰国された方は、検疫所又は保健所等から自宅待機を指示された日まで、保育園をお休みしてください。

## 保育施設における感染予防の取組み

### 1 感染予防対策

◆「保育所における感染症対策ガイドライン（2018改訂版 2021（令和3）年8月一部改訂）」（厚生労働省）（以下「感染症ガイドライン」という。）に基づき、手洗いの徹底、施設内の消毒、定期的な換気、職員のマスク着用等の一般的な感染対策を実施します。

- ・完全・特別な対策は行うことはできませんので、「保育所の性質上、保育所内への感染症の侵入・流行を完全に阻止することは不可能です」（「感染症対策ガイドライン」）。そのため、保育施設における対策は、流行規模を最小限にすることを目標に実施します。
- ・職員についても登園前に体調管理を行い、保護者の皆様へのお願事項と同様に対応し、出勤を控える、園医やかかりつけ医等に相談する等の対応をいたします。
- ・屋外の活動時等熱中症のリスクが高い場合等は、マスクを外すことがあります。

### 2 保育・行事等の対応

◆「感染症対策ガイドライン」やその他国通知等に基づく対策を行いながら、保育所保育指針等に基づき、保育の質を落とすことのないよう適切に保育を行います。

- ・感染拡大の状況により通常保育体制が確保できない場合には、通常とは違う体制での保育や、規模の縮小、登園自粛の依頼、臨時休園等を行う可能性もありますので、予めご了承ください。
- ・園行事については、必要に応じて規模の縮小、内容の見直し、保護者参加の制限等により対応します。
- ・特に保護者参加の行事を楽しみにされている方も多くは存じますが、感染拡大状況や、保育施設の個別の状況により対応が異なりえますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

### 3 衛生教育

◆保育施設では、園児への手洗いや咳エチケット等の衛生教育を徹底して参ります。

- ・保護者の方々も、手洗い・消毒、園舎内でのマスクの着用にご協力をお願いします。マスクをつけることができない方は、園にご相談ください。
- ・ご家庭でも、手洗いや咳エチケットについて、お子様の習慣となるようご協力をお願いします。